

関連事項

平成14年度 介護

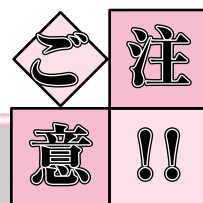
介護納付金分

	新	旧
所得割額 所得に応じて計算	所得 × $\frac{0.88}{100}$	所得 × $\frac{1.03}{100}$
均等割額 加入者に応じて計算	加入者1人につき 9,140円	加入者1人につき 10,440円

本年度介護保険料(65歳以上)
(普通徴収 および特別徴収額通)
これは平成14年度の町県民税が
の保険料を本算定し決定したも

40歳から64歳までの人の 国民健康保険税 (介護納付金分)の 税率改正のお知らせ

平成14年度の介護納付金の納付に要する額の確保のため、国民健康保険税の内、介護納付金課税被保険者(40歳から64歳まで)の税率が改正されました。なお、8月20日ごろに本算定時に医療給付費分と、介護納付金分の内訳を記載した国民健康保険税納税通知書を送付します。



介護保険料を納めずにいると...

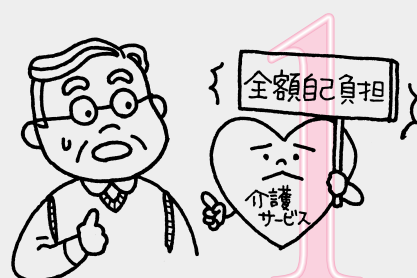
災害などの特別な事情がないのに介護保険料の滞納が続くような場合は、次のような措置がとられますので、納め忘れのないよう注意しましょう。



1年6カ月以上滞納した場合...
一時的に保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合は差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。



2年以上滞納した場合.....
滞納した期間に応じ、自己負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなくなります。



1年間滞納した場合.....
介護サービスの利用料を自己負担の1割だけでなく10割支払っていただき、後で9割をお返す方式(償還払い)となります。

問い合わせ先
住民課
保険年金係
(内線 124)